

令和6年度 足立区障がい者ケアマネジメント評価会議 第2回・第4回

足立区の相談支援

「相談支援の質の向上 の取り組み」について

第2回 令和6年9月25日

第4回 令和7年1月29日

評価結果・概要版

はじめに 相談支援の質の向上における 「足立区障がい者ケアマネジメント評価会議」の役割

- 1 令和5年度の取り組みと
「取り組みの全体像と展望 “イメージ”」
- 2 2つの推進役割
- 3 令和6年度の進め方・大切にしたいこと

1 令和5年度の取り組みと「取り組みの全体像と展望 “イメージ”」

令和5年度 第3回 足立区障がい者ケアマネジメント評価会議 令和6年1月3日

足立区における相談支援のモニタリング結果の検証について

～相談支援専門員の資質向上（人材育成）と相談支援体制の整備・強化の取り組みについて～

1 ケアマネジメント評価会議委員（以下「委員」）から見た相談支援

(1) 相談支援専門員・相談支援事業所への期待と現状

- ① 期待⇒「計画を立てるだけ」ではない
事業所探ししてくれる、緊急事態が発生した時も頼りになる
- ② 現状⇒ 十分な事業所がある一方で、緊急事態等頼りにできない事業所もある
「計画を立てるだけ」と言われる
- (2) 相談支援を取り巻く状況
 - ① 相談支援専門員の人数が不足し、また事業所の偏在により、利用できない地域がある
 - ② 相談支援専門員の相互の学びや育ちについて工夫の余地があるのではないか

2 モニタリング結果の検証について

(1) "評価表"/"アドバイスシート"による検証を試行した主任相談支援専門員（以下、「主任」）の感想

- ① 点数付けや、受け取る側を意識した文章の作成が難しく、かなりの時間を要した
- ② 「モニタリング結果の検証で全てがうまくいく」というものでもないが、人材育成には効果があると感じられた
- ③ 指導ではなく互いに質の向上を目指していく機会だと捉えている
- ④ 点数化する評価ではなく、相談員自身の気づきの参考としてもらえる内容にしたい

(2) 委員からの意見

- ① 評価はあったほうが良いと思う
- ② できているところとそうでないところを気付かせてもらえる場があると専門員としての成長につながる。
- ③ 相談支援の質の担保、「相談支援の土台」が出来ていくように感じた
- ④ 初任者研修受講後から現任研修までは作成した利用計画等について公式にSVを受ける機会がないため、この取り組みを通して主任と繋がれる機会があるとよい
- ⑤ "評価表"によりチェックの視点を示すことで、より良いサービスにつながっていくのであれば良いと思う
- ⑥ "評価表"等を一つのツールとして上手く活用することが大切。検証することだけではなく育成につなげていく。

(3) 「検証」の対象・ターゲットについて

- ① 全件実施するのか？抽出する場合の選定方法はどうするか
- ② 事業所自ら出す場合は、自信が十分あるものや極めて困難なケースでは意味がない、自己評価、40～70%のものではどうか
- ③ "ネットワーク"に参加しにくい小規模事業所にアプローチはどうか

3 今後の進め方について

- ① "検証"は、サポート型なかかわりを重視する（行政による「指導」「点検」とは違う）
- ② 指標の"6つの視点"による評価軸をセルフチェックの意味も含め各事業所に伝えていく
- ③ "6つの視点"を柱に、ケアマネジメント評価会議、自立支援協議会（相談支援部会）、相談支援事業所ネットワーク等において継続した取り組みを考えていく

評価会議での主な意見

相談支援の質にバラつきがある

小規模の事業所等の情報取得やネットワークづくり、人材育成の課題の解消が必要

点数・評価より成長や気づきへの支援

共通の視点・指標は大切
学び合いやセルフチェックのツールとして活用

主任によるSVを通じた育成、繋がりやネットワークによる知識や技能の取得によって、より良い相談やサービスになっていく

足立区では相談支援
1000件/月以上
事業所 31箇所
どこにフォーカスを当て取り組むかを整理

モニタリング結果の「検証・点検」という名称を変えていくことを検討

各会議体やネットワーク
基幹や主任でできる
取り組みを再構築
(セルフチェック、相互
チェック、個別SV・
GSV…)

取り組みの全体像と展望 “イメージ”

ケアマネジメント評価会議

地域の視点で実践を評価、方向性を確認

- ① 相談支援の質の向上の取り組みの進捗確認
- ② "モニタリング結果の検証"の振り返り
- ③ 相談の実践に基づく地域課題の抽出

自立支援協議会本会議

自立支援協議会相談支援部会

主任を含む部会員による協議と作業（ワーキング）

- ① 相談支援専門員の資質向上、人材育成の仕組みづくり
- ② 情報の集積と発信
- ③ 相談支援の指針や指標の策定
- ④ "モニタリング結果の検証"の効果的な方法、スキームの検討

公開SV 事例レビュー

相談支援事業所ネットワーク

相互の気づきと学びの場

- ① 情報共有
- ② 研修・講座
- ③ GSV
- ④ 事例検討
- ⑤ 完成した指標等の普及⇒セルフチェック

主任と基幹相談による事業所訪問

個々の事業所へのアプローチ

- ① 悩み事相談
- ② 主任によるSV
- ③ ケース相談
- ④ 計画作成に関する相談

2 2つの推進役割

推進 1 支援の検討・検証の場の設置・運営 推進 2 事業所の訪問等による個別の支援

新たに明記された基幹相談支援センターの地域の中核としての機能①

基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制強化の取組

厚労省
令和5年度相談支援従事者指導者
養成研修会より

法律への明記 (障害者総合支援法77条の2第1項第3号)

「地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務」

地域の相談支援従事者に対する助言等の支援

○ 地域の相談支援従事者に対する助言等の支援

- 支援者支援
- 事業所支援
- 支援（業務）の検討・検証

支援の質の均てん化、向上

「助言・指導」の価値観の問い合わせ
水平性の追求・支援者も本人主体

相談支援の質と中立公正性の地域での担保

【協働の基盤】関係性の構築
①共通の知識と認識（理解）のもと
②共に考える

① 支援の検討・検証の場の設置・運営

② 共に考える

② 事業所の訪問等による事業所・相談支援専門員個別への支援

OJTが基本

スーパービジョンの重視

自治体・地域との協働

【現時点で参考となるもの】

- ① 令和3-4年度厚生労働科学研究「障害分野の研修及び実地教育（OJT）の効果の検証及び効果的な実施のための要因解明のための研究」
- ② 令和2年度厚生労働科学研究特別研究「相談支援専門員に対する実地教育に従事する者のコンピテンシーの検証」
- ③ 令和元年度厚生労働省委託事業「基幹相談支援センター等における市町村によるモニタリング結果の検証手法等に関する手引」

※「令和5年度 厚生労働科学研究費補助金 障害者政策総合研究事業 研修と実地教育（OJT）が有機的に連動した相談支援専門員養成体制の構築手法の確立のための研究」R6年3月

3 令和6年度の進め方・大切にしたいこと

「強み・よいところの発見」や「認める」というかたちの
“検証”“評価”により好循環を作る

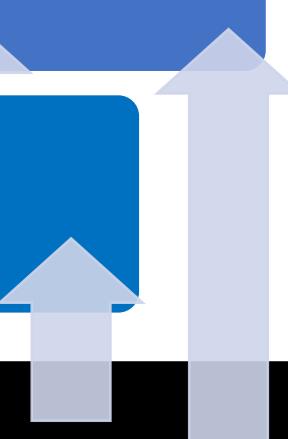
利用者



相談支援専門員



コアメンバー・コアチーム



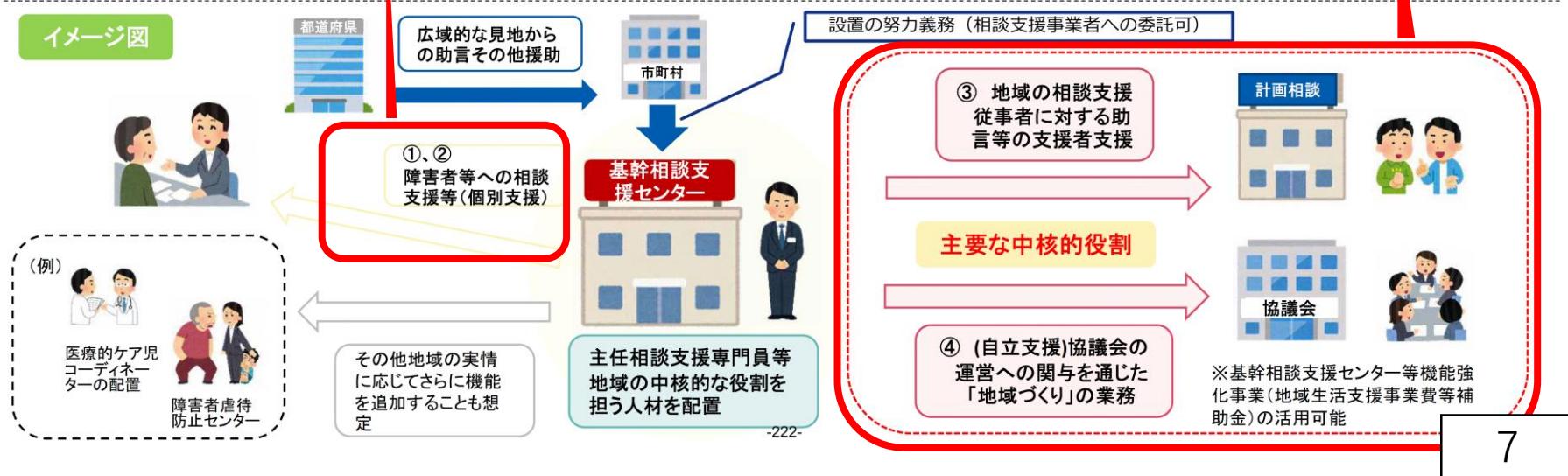
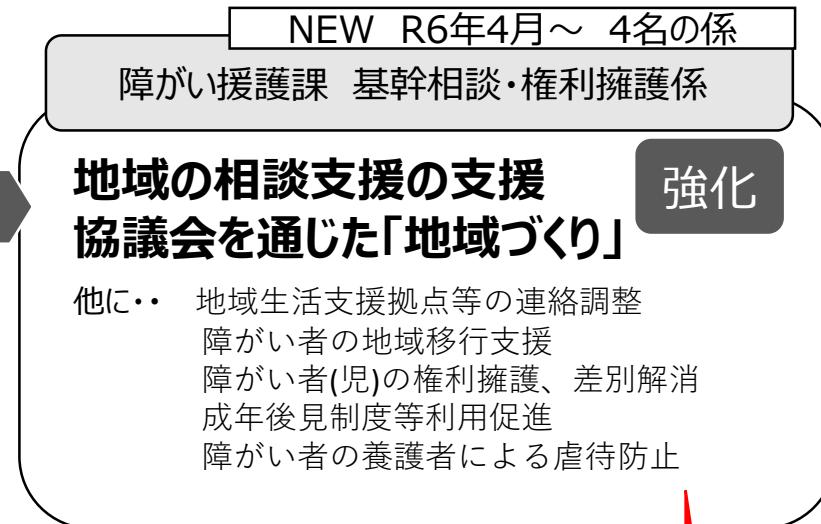
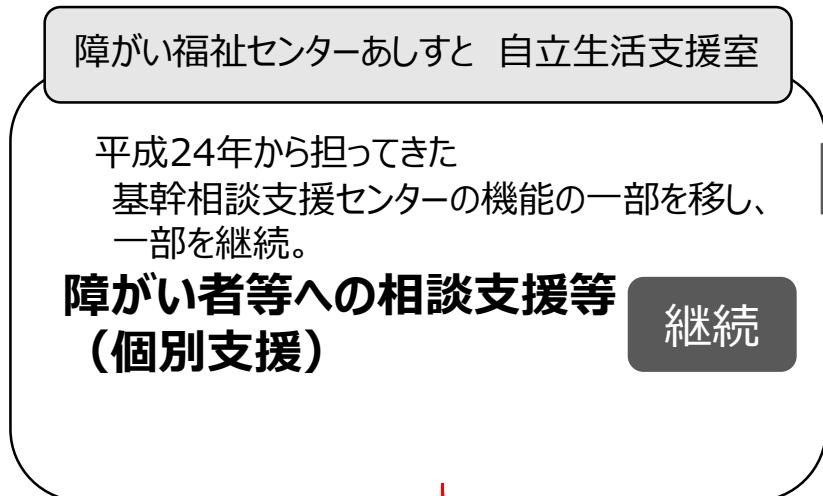
地域 足立区障がい者ケアマネジメント評価会議

I 令和6年度からの 足立区の相談体制

- 1 2つの基幹
- 2 コアメンバー・コアチームについて
- 3 相談支援事業の種類と業務内
容等
- 4 ケアマネジメント評価会議に
おける評価

足立区の基幹相談支援センター

足立区は2カ所の基幹相談支援センター



1 2つの基幹

基幹相談・権利擁護係リーフレット

”基幹相談・権利擁護係“は、障がいのある方・ご家族・支援者・関係機関・地域の方等広く区民のみなさまにご活用いただける相談機関です
みなさまの “知りたい” “相談したい” に寄り添い ともに考え障がいのある方がくらしやすい地域づくりをめざします

(1) 障害者総合支援法による基幹相談支援センター

“地域の相談支援の支援”

相談支援事業所ネットワーク、事業所訪問、従事者研修等

(2) 関係機関及び団体との連絡調整

(3) 足立区地域自立支援協議会

“協議会等を通じた「地域づくり」”

自立支援協議会

ケアマネジメント評価会議（相談体制や地域生活支援拠点等の検証、

日中サービス支援型共同生活援助の評価を実施）

各種ネットワーク、関係機関からの相談

(4) 区内における地域生活支援拠点等の連絡調整

(5) 障がい者の地域移行支援

“地域生活支援拠点等の面的整備の全体調整”

①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会

④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり

重度化・高齢化への対応、地域移行の促進と地域生活の継続

(6) 障がい者(児)の権利擁護・差別解消等と成年後見制度

(7) 障がい者の養護者による虐待防止

“虐待防止、差別解消と成年後見制度と権利擁護支援の推進”

権利擁護相談、差別解消と合理的配慮に関する障がい者・事業者の相談

成年後見制度（区長申立、助成等の運用）、養護者の支援と虐待防止の対応

～詳しいご案内等～

相談支援の情報を知りたい・区内相談支援事業所と繋がりたい
(相談支援事業者向け)

関連資料

・足立区相談支援事業所ネットワークおしらせ

地域自立支援協議会・ケアマネジメント評価会議・ネットワーク等を知りたい・地域づくりについて相談したい

関連資料

・足立区地域自立支援協議会の目的・機能
・足立区の協議会・ネットワーク
・令和6年度からの足立区の相談体制及び自立支援協議会の運営



日中サービス支援型共同生活援助の報告評価について知りたい

関連資料

・足立区日中サービス支援型共同生活援助事業における「地方公共団体が設置する協議会等への報告・評価」について



地域生活支援拠点等について知りたい・相談したい

関連資料

・地域生活支援拠点等について



障がい者の差別解消や合理的配慮について知りたい・相談したい（障がいのある方・事業者・支援者等）

関連資料

・障がいのある人への合理的配慮を行いましょう
・障がいを理由とする差別をなくし合理的配慮を提供しましょう



成年後見事業や報酬助成について知りたい・相談したい

関連資料

・大切な人を守る成年後見制度 あなたを守る
・足立区成年後見制度利用助成事業（障がい者用）



虐待防止について知りたい、虐待について相談・通報したい

関連資料

・障がい者を虐待から守りましょう！



足立区の基本計画への位置づけ・課や係の目標

【基本計画に基づく施策名】

「障がい者などが必要なときに必要な支援を受けられる体制の充実」

【課の目標】

障がい福祉サービス等の相談に対し、適切かつ速やかに対応することで障がい者の安心、安全な暮らしを支えるとともに、関係機関と連携し、障がい者の権利擁護を促進する。

【係の目標】

- 1 基幹相談支援センター・自立支援協議会等の活動を通じて、障がい者等のニーズを把握し、ネットワークの力を集積し、課題解決に取り組む。
- 2 業務遂行に必要な問題解決、コミュニケーション、説明の力を高めるとともに、ソーシャルワークの技術や視点をいかし事業実施にあたる。
- 3 障がい者の権利の促進という係の職責を自覚し、高い人権感覚を持ち、対利用者・関係者、職員間、いずれにおいても相互尊重の対話をを行う。

【組織沿革】

令和6年4月 福祉部内の組織再編により、障がい援護課の創設に合わせ、障がい福祉センター及び障がい福祉課の3つの係の事務の統合により事業を開始する。

【人員 令和6年度】

係長1名 職員3名

※ 職種等 福祉2

(相談支援専門員・社会福祉士・精神保健福祉士)、事務2

障がい援護課

基幹相談・権利擁護係

基幹相談支援センター / 自立支援協議会

地域生活支援拠点等 / 権利擁護・差別解消・虐待防止

“知りたい” “相談したい”
に寄り沿い、共に考える

障がいのある方が暮らしやすい
地域づくりをめざす

〒120-8510 東京都中央本町 1-17-1 足立区役所北館 1階

TEL 03-3880-0708 FAX 03-3880-5754

mail s-engo@city.adachi.tokyo.jp



コアメンバーとコアチーム

- 1 主任相談支援専門員や中核的な事業所（指定管理や地域生活支援拠点等の面的整備の担い手）を、コアメンバー（コア事業所）と位置づける
- 2 「地域の体制づくり」や「相談支援の質の向上」を 連携・協力、基幹相談支援センター障がい援護課・あしすと）とともにコアチームとして一連の取り組みを展開していく。
- 3 相談支援事業所ネットワークの企画運営、事業所訪問、相談支援事業所支援、相談支援従事者研修の地域実習等も協力して行う。

2 コアメンバー・コアチームについて

足立区における相談支援体制の現状

令和6年度～

<第3層>

c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談支援事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

<第2層>

b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導）
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

<第1層>

a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援
 - ・サービス利用支援
 - ・継続サービス利用支援

基幹相談支援センター

障がい援護課基幹相談・権利擁護係

足立区地域自立支援協議会

足立区障がい者ケアマネジメント評価会議

障がい者虐待防止

障がい福祉課虐待防止・事業者指導担当
中央本町地域・保健総合支援課

コアメンバー

指定管理

足立区精神障がい者自立支援センター
ふれんどりい

主な担い手⇒基幹相談支援センター、地域（自立支援）協議会

障がい福祉センター

自立生活支援室

コアチーム

主任相談支援専門員を配置する相談支援事業所等

うめだ・あけぼの学園
あだちの里相談支援センター
成仁相談支援事業所
相談室とまりぎ
あしたば相談支援センター

地域生活支援拠点等 相談支援事業所

障がい福祉センター自立生活支援室
あだちの里相談支援センター
あいのわ相談センター

機能強化型 相談支援事業

その他の特定相談支援事業所 (計画相談)

主な担い手⇒指定特定相談支援事業

地域相談支援事業 地域移行・地域定着

3 相談支援事業の種類と業務内容等

相談支援事業名等	配置される人員	業務内容	実施状況等 (相談支援事業実態調査)	足立区
基幹相談支援センター	定めなし 《地活要綱例示》 主任相談支援専門員 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合的・専門的な相談の実施 (基幹相談支援センター機能強化事業) ● 地域の相談支援体制強化の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談事業者への専門的な助言等 ・人材育成 ・地域の相談機関との連携強化 ・事例の検証 ● 地域移行・地域定着の促進の取組 ※権利擁護・虐待防止(虐待防止センターの受託) 	<p>■ 1,741市町村中 778市町村 (R2.4) 45% 873市町村 (R3.4) 50% 928市町村 (R4.4) 53%</p> <p>※箇所数は1,156ヶ所(R4.4) 改定 ・地域の相談支援従事者に対する 助言等の支援者支援 ・自立支援協議会の運営への関与 を通じた「地域づくり」の業務</p>	直営 2か所 ・障がい福祉センター自立生活支 援室 ・障がい援護課 基幹相談・権利擁 護係
障害者相談支援事業 実施主体：市町村 →指定特定相談支援事業者、 指定一般相談支援事業者への 委託可	定めなし	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉サービスの利用援助（情報提供、 相談等） ● 社会資源を活用するための支援（各種 支援施策に関する助言・指導） ● 社会生活力を高めるための支援 ● ピアカウンセリング ● 権利擁護のために必要な援助 ● 専門機関の紹介 等 	<p>■ 全部又は一部を委託 1,575市町村 (91%)</p> <p>■ 単独市町村で実施 1,046市町村 (60%)</p> <p>※R4.4時点 ※全市町村が実施 (地域生活支援事業必須事業)</p>	障がい援護課各障がい援護係、各 保健センター、障がい福祉セン ター等
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	専従の相談支援専門員 (業務に支障なければ兼 務可)、管理者	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本相談支援 ● 計画相談支援等 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用支援、 ・継続サービス利用支援 <p>※機能強化型報酬を算定する場合は24時間対応及 び困難事例への対応等を行う場合あり</p>	<p>■ 10,563ヶ所 (R2.4) 23,729人 11,050ヶ所 (R3.4) 25,067人 11,472ヶ所 (R4.4) 26,028人</p> <p>※障害者相談支援事業受託事業所数 2,152ヶ所(19%)</p>	<p>指定特定：32か所 指定障害児：18か所 相談支援専門員数：80人 (R6.7現在)</p> <p>R6主任相談支援専門員：5人</p>
指定一般相談支援事業所	専従の指定地域移行支援 従事者(兼務可)、うち 1以上は相談支援専門員、 管理者	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本相談支援 ● 地域相談支援等 <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援 ・地域定着支援 	<p>■ 3,551ヶ所 (R2.4) 3,543ヶ所 (R3.4) 3,671ヶ所 (R4.4)</p>	<p>指定一般：5か所 あしすと自立、あだちの里 成仁、あしたば、フリーデザイン</p>

4 令和6年度からの相談体制・2つの基幹と 「コアメンバー・コアチーム」の評価

第2回（9/25）と第4回（1/29）にて
評価を実施

- (1) 「基幹相談・権利擁護係」の設置について
- (2) 相談支援事業所ネットワーク
- (3) 相談支援従事者研修の地域実習
- (4) その他全体の課題

(1) 「基幹相談・権利擁護係」の設置について

第2回評価結果
(R6.9月時点)

評価（意見交換）

R6年度のここまで取り組みについて、ご質問・ご意見・アイディア等

評価できること

- 1 現場と給付を行う側の役割・立場がより近くなつた。
- 2 役割が明確化され、スピード感を持った対応が可能になつた。
- 3 養護者による虐待と事業所による虐待を分けて対応しており、異なる特性に応じた対応が可能になつた。

意見・課題

- 1 基幹が基幹相談・権利擁護係とあしすとの2か所となつたことで、連携が十分に取れるのか。
- 2 相談内容にどちらの窓口に相談すべきか迷う可能性がある。
- 3 行政が積極的に取り組んでいるものの、一般の人々に十分に理解されず、利用促進が課題。
- 4 現状では、基幹相談支援センター（あしすと）が総合相談を担っているが、区の障がいのある方の人口を考えると対応に限界があるので？

(1) 「基幹相談・権利擁護係」の設置について

第4回評価結果
(R7.1月時点)

評価（意見交換）

前回評価以降の取り組みについて、ご質問・ご意見・アイディア等

評価できること

1

相談支援専門員単独では、権利擁護・虐待・家族全体の複合課題等、福祉サービス以外の生活全般への対応が難しい。

基幹相談・権利擁護係と連携することで課題が見えやすくなり、解決に向けた道筋が立てられた。

意見・課題

1

利用者にとって、基幹相談・権利擁護係や各障がい援護係は、日常的な関わりが少ない。

相談支援事業所とどのような場面で連携が行われ、一緒に動いているのかを周知していくと良い。

評価（意見交換）

R6年度のここまで取り組みについて、ご質問・ご意見・アイディア等

評価できること

- 1 相談員同士が情報交換できる場が設けられている。
- 2 安心して相談支援専門員が話せる場を確保することで、相談員同士のつながりが強化され、勇気づけにもつながっている。
- 3 行政と現場が官民共同でしっかりとネットワークを構築している。
- 4 現場の声が行政に届き、共に課題を考える仕組みができている。

意見・課題

- 1 初心者の相談員が参加するイメージがある。
⇒ ベテランや経験豊富な相談員にとっても学びのある内容にすることで、さらに質の高いネットワークが構築できるのではないか。
- 2 小規模事業所では、多忙でネットワークに参加する時間を確保できない場合がある。
⇒ 現場での課題や困りごとを共有する場として、事業所訪問など、事業所の負担の少ない形での機会提供が求められている。

(2) 相談支援事業所ネットワークについて

第4回評価結果
(R7.1月時点)

評価（意見交換）

前回評価以降の取り組みについて、ご質問・ご意見・アイディア等

評価できること

意見・課題

- 1 相談支援専門員が情報交換できる場(井戸端会議)があることで、支援者間のつながりづくりや、悩んでいる相談支援専門員の応援ができる。
- 2 実施報告や実施計画のアナウンスがあり、未参加の事業所にもイメージを共有できている。
- 3 ベテランの相談支援専門員も、原点に立ち返ることができる場である。
- 4 福祉と教育の連携をテーマに企画を進め、学校見学の機会を設けることができた。切れ目のない相談支援の構築を目指し取り組んでいく。

1 小規模の事業所は時間の確保が難しく、参加できる事業所が限定されている。

2 事業所訪問や、Web参加の導入等、参加につながる工夫が求められる。

3 経験年数や、担当する障がい種別等に差があり、相談支援専門員のすべてが満足できる内容を提供することはが難しい。

(3) 相談支援従事者研修の地域実習

第2回評価結果
(R6.9月時点)

評価（意見交換）

R6年度のここまで取り組みについて、ご質問・ご意見・アイディア等

評価できること

1

都の地域実習の仕組みを足立
区独自の方法でカスタマイズして
いる。

意見・課題

1

現任研修だけでなく、初任研修
でも説明会や地域実習の取り組
み方の工夫ができるとよい。

(3) 相談支援従事者研修の地域実習

第4回評価結果
(R7.1月時点)

評価（意見交換）

前回評価以降の取り組みについて、ご質問・ご意見・アイディア等

評価できること

- 1 オブザーバーが入ることで心理的安全性が高まり、対話がしやすくなった。
- 2 スーパービジョン後に話す時間を作ることで、さらに気づきが得られた。
- 3 地域実習は主任相談支援専門員や基幹相談支援センターの職員等が、地域の現状を理解し、アセスメントする重要な場となっており、スキルアップにもつながる。

意見・課題

- 1 1回の研修で全てを伝えることは難しく、成果物に反映されるのはごく一部である。
⇒ 研修後のフォローとして、成果物の確認や地域実習後の検証等を行い、適切な学びの機会を継続して提供できるとよい。
- 2 実習には多くの時間と労力を要し、受け入れ側の負担が大きい。受講者に対応できるマンパワーの確保が課題である。対応の効率化も検討する必要がある。

(4) その他全体の課題

第2回評価結果
(R6.9月時点)

評価（意見交換）

R6年度のここまで取り組みについて、ご質問・ご意見・アイディア等

意見・課題

- 1 ニーズに対して相談支援事業所と相談支援専門員が不足している。
- 2 足立区内の相談支援事業所全体のスキルアップや体制強化が難しい。
- 3 計画相談以外の一般的な相談には報酬が発生しないため、利用者が相談を遠慮してしまう状況がある。

(4) その他全体の課題

第4回評価結果
(R7.1月時点)

評価（意見交換）

前回評価以降の取り組みについて、ご質問・ご意見・アイディア等

評価できること

- 1 利用者・家族の立場としては、相談支援専門員がいることで、事業者探しやさまざまな悩み事を相談できており、とても助かっている。

意見・課題

- 1 区の人口規模に見合った形での相談支援事業所と相談支援専門員の数の確保が課題である。
- 2 障がい福祉サービス事業所では、相談支援専門員の取り組みや課題等を知る機会が少ない。交流や研修の機会があると良い。

Ⅱ 相談支援の質の向上のための取り組み

「モニタリング結果の検証に向けた
事業所訪問」事業所訪問について

- 1 令和6年度の取り組み方針
- 2 令和6年度の取り組み概要
- 3 ケアマネジメント評価会議に
おける評価

1 令和6年度の取り組み方針

事業所訪問を通して指標を作成する（具体的な素材集め）

事業所訪問の活動状況をふまえながら、相談支援部会で“モニタリング結果の検証”の効果的な方法や相談支援の指針、指標の策定を行う。

（1）活動メンバー

コアチーム

（2）目的

- ①主任によるSVを受ける機会の提供
- ②“モニタリング結果の検証”の指標づくりの素材集め

（3）活動内容

区内相談支援事業所を訪問し、以下を行う。

- ①悩み事相談
- ②主任によるSV
- ③ケース相談
- ④計画作成に関する相談

2 令和6年度の取り組み概要

モニタリング結果の検証の実施にむけて

(1) 足立区が行う「モニタリング結果の検証」の手法の検討のための取り組みの経過

令和6年度は、計4回の試行を行った。（別紙2）

(2) 指針

東京都相談支援従事者研修内容に基づく
「私たちが目指す相談支援専門員の姿」Ver8

(3) 基幹相談支援センター等実施体制

- ア 実施及び調整 障がい福祉センター自立生活支援室
- イ 結果の検証の集約 障がい援護課基幹相談・権利擁護係
- ウ 実施時のSV 主任相談員

(4) 手法

基幹相談支援センター職員と主任相談員による事業所訪問
(個別モデル) 振り返りシート（別紙3）を使用

(5) 指標

振り返りシートに記載している「6つの視点」

3 相談支援の質の向上のための取り組み

「モニタリング結果の検証に向けた事業所訪問」の評価

第2回（9/25）と第4回（1/29）にて
評価を実施

「事業所訪問」の計画について、ご質問・ご意見・アイディア等

評価できること

- 1 上から目線や評価をするのではなく、普段の悩みや困りごとを共有、一緒に考えてもらえることができる。
- 2 相談支援専門員をエンパワーメントすることで、その安心感が利用者や関係者にも波及し、より良い支援につながる。
- 3 他の関係者の目が入ることで、お互いの顔が見え、関係性を築きながら振り返りができる。
- 4 行政と民間がセットで訪問することで、言いにくいことも言いやすくなるのではないか。
- 5 悩み相談以外にも、指標づくりやネットワーク構築の機会を生み出すなど、効果的・効率的な取り組みとなっている。
- 6 訪問することで、相談支援事業所を辞めようと考えている時に抑止力となる可能性がある。
- 7 顔の見える関係を築いていくために行政が主体的に取り組んでいることで、5年～10年後には状況が改善される可能性が期待される。

意見・課題

- 1 別の法人が訪問するため、利用者の個人情報の取り扱いには注意する必要がある。
- 2 業務が忙しいなど、事業所側が時間を取りることが難しい場合があり、協力関係を築くための工夫が必要。
- 3 深刻な困難事例を扱う際、相談員自身のメンタルヘルスを守ることが重要。相談員が悩みすぎないようにケアを行う必要がある。
- 4 訪問時に「評価されるのではないか」という不安を感じさせないよう配慮し、誤解を生まないようにする必要がある。
- 5 相談支援事業所ネットワークもあわせて活用してさらに効果的に機能させることができるのではないか。

評価（意見交換）

「モニタリング結果の検証に向けた事業所訪問」へのご意見・アイディア等

評価できること

- 1 既存の資料を活用することで、訪問を受ける事業所の時間的負担や労力を軽減できる。
- 2 昨年度の書面上の点検よりも、対面で実際に話を聞くことができ、より効果的である。
- 3 主任相談支援専門員や基幹相談の職員からのサポートィブなメッセージが、支援者同士の安心感を生み、良い結果につながっている。
- 4 自治体が責任を持って体制づくりを進めていくべきである。その上で、自治体だけでなく、コアメンバーや計画相談の実務者と共に体制を築こうとする姿勢は評価できる。

意見・課題

- 1 モニタリング結果の検証に対する不安を軽減する必要がある。
⇒ 相談支援事業所ネットワーク内で簡素化した振り返りシートを活用し、実際に体験する機会を設けるとよいのではないか。
- 2 当事者の意見を反映させることも重要である。
- 3 モニタリングが設定された時期（3ヶ月後、6ヶ月後）がきても訪問がないケースがある。チェック体制の強化が必要ではないか。
- 4 サービス等利用計画の提出先が障がい種別により衛生部と福祉部に分かれている。チェック体制も異なるため、今後の検討が必要ではないか。